

(新) 統計法にもとづく 統計データの二次利用について

**情報セキュリティ大学院大学
教授 廣松 毅**

旧統計法(Statistics Act)の骨子

昭和22（1947）年3月26日公布
同 5月 1日施行

- 23条+附則
- 朕は、帝国議会の協賛を経た統計法を裁可し、ここにこれを公布せしめる。
- (法の目的)
第1条：この法律は、統計の真実性を確保し、統計調査の重複を除き、統計の体系を整備し、及び統計制度の改善発達を図ることを目的とする。

旧統計法(Statistics Act)の骨子 (つづき)

- ①統計調査の目的の明確化(第7条)
- ②結果の公表(第16条)
- ③秘密の保護(第14条)
- ④**目的外使用の禁止(第15条)**
- ⑤申告義務(第5条)
- ⑥罰則規定(第19条)
- その他「指定統計」(第2条)「指定統計調査」(3条)「国勢調査」(第4条)「届出統計」(第8条)を規定。
- 「統計報告の徴集＝承認統計」は統計報告調整法(Report Control Act 1952年)
- において規定されている。

新統計法の概要

平成19（2007）年 5月23日公布

同 10月 1日一部施行

平成21（2009）年 4月 1日全面施行

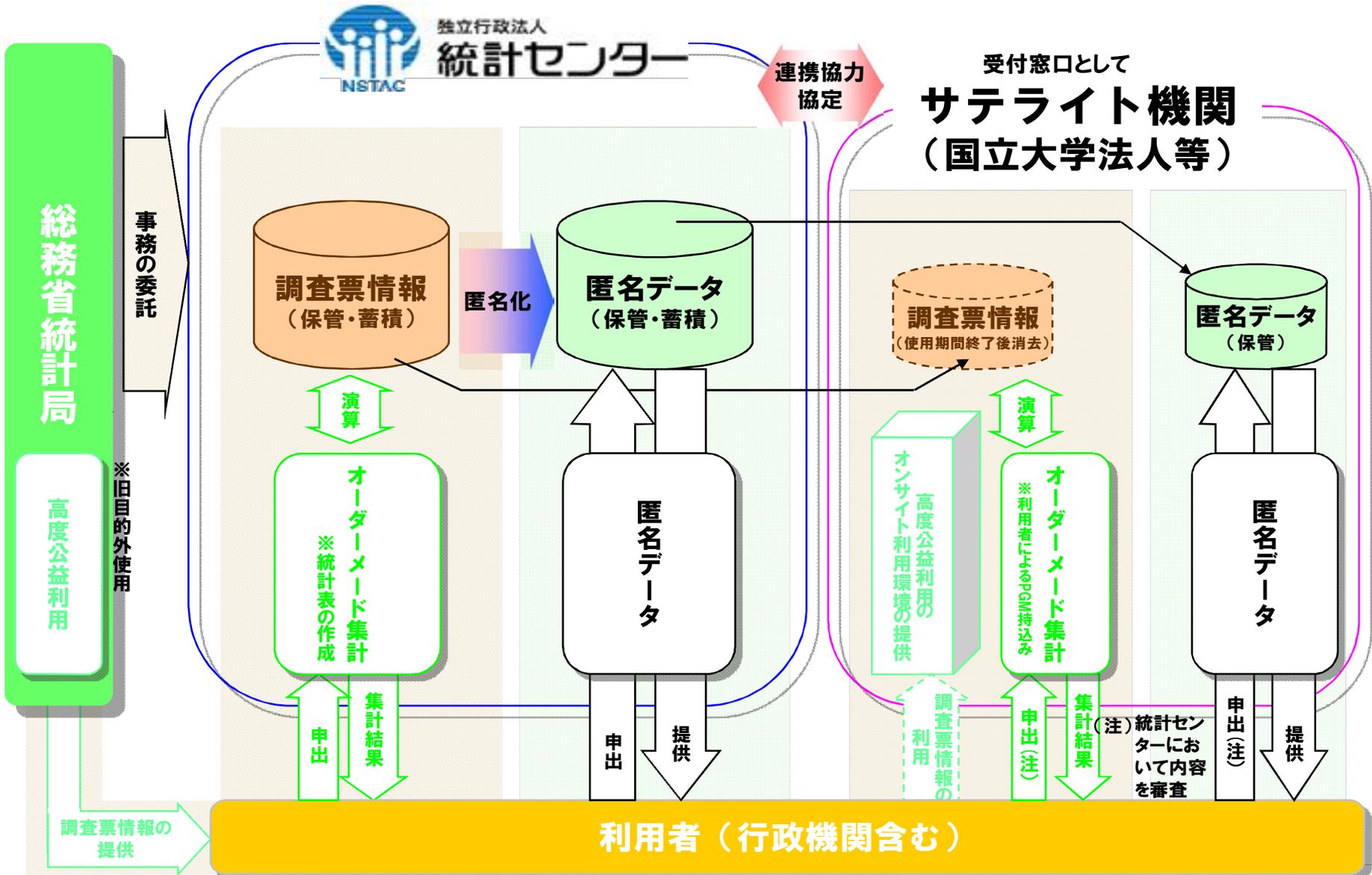
- 統計法の全部を改正し、統計報告調整法を廃止
- 7章62条+附則
- 総則（第1条—第4条）
（法の目的）

第1条：この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関して基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」

新統計法の概要（つづき）

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 公的統計の作成（第5条—第31条）
- 第3章 調査票情報等の利用及び提供（第32条—第38条）
- 第4章 調査票情報等の保護（第29条—第43条）
- 第5章 統計委員会（第44条—第51条）
- 第6章 雑則（第52条—第56条）
- 第7章 罰則（第57条—第62条）

総務省統計局における統計データの二次利用構想



統計センターにおける二次利用基盤（概念図）

各
府
省

業務基盤・サービス提供基盤

各府省の要望する個々の業務機能を束ね、パッケージで提供

※各府省による個別の経費負担は伴わない

研究開発の成果をフィードバック（サービスの充実）



独立行政法人
統計センター



基本機能

- ① 調査票情報の保管
- ② 匿名データの作成
- ③ 匿名データの保管
- ④ 匿名データの提供
- ⑤ オーダーメイド集計

利用者の声をフィードバック（サービスの充実）

サービス提供



利用
者
（
研
究
者
な
ど）

連携協力

国立大学法人等と連携協力協定を締結
～統計データの利用機会の充実と研究開発の推進～

複数のチャンネルからの複数のサービス提供

国立大学法人等

X 研究

Y 開発

サテライト機能

- A 匿名データの提供
- B オーダーメイド集計
- O オンサイト環境

サービス提供



オンサイト利用のイメージ

